

「京都まち・ひと・こころ遺産」制度に係る普及啓発事業運営業務についての質問に対する回答

京都市文化市民局
文化芸術都市推進室
文化財保護課

会場利用について

質問：シンポジウム当日について、会場の使用は「展示ブース」も含めて9時から18時までか。「展示ブース」を9時から行うとなると設営が前日からする必要があるのではないか。

回答：会場を使用できるのが朝9時から18時までであるので、設営及び搬出入においてもその時間内に行うことになる（催しは17時まで）。シンポジウムを含めた催しの実施時間については、仕様書に13時30分から16時30分（予定）とあるが、設営・搬出入を含め時間内に完結するのであれば、受託業者の提案で変更が可能である。

質問：展示ブースの出展数はどれくらいか。

回答：シンポジウムの会場が750名規模でシンポジウムの定員が300名である。その空いているスペースでブースを出展することになる。出展数は、空きスペースの有効活用（スタッフの控室等）を含めて提案していただきたい。

質問：展示ブースについて、市からのパネル等の資料提供あるのか。

回答：必要な資料はデータで提供するので、それを受託業者側で加工していただきたい。

質問：みやこめっせの会場使用料について、市の支払いとなっているが、音響・照明・映像オペレータのスタッフ人件費も含まれるのか。

回答：市が支払う会場使用料の範囲については、会場使用料、椅子等の付属設備、清掃料、冷暖房設備利用料、ごみ処理料、光熱水費、会場設営撤去費用としている。看板制作や音響・照明・映像オペレータ等の企画提案によって費用が左右されるものについては受託業者での支払いとする。

登壇者について

質問：登壇者それぞれの出演料の支払いについて、市と受託業者どちらが支払うのか。

回答：基調講演登壇者 市の支払い
司会者 市の支払い
記念講演登壇者 受託業者の支払い
伝統芸能等実演者 受託業者の支払い

質問：記念講演出演者の出演料について、市としての指定価格はあるのか。

回答：市としての指定価格はないので、総費用の中で出演者については自由に提案していただきたい。

質問：基調講演登壇者は市が指名するとあるが、いつごろ決まるのか。

回答：1月初旬をめどに決定する予定である。

質問：記念講演登壇者は、企画提案書を提出する段階で、押さえる必要はあるか。

回答：必要はない。

広報について

質問：印刷物のそれぞれの部数は。また、市政広報板は使用するのか。

回答：A4チラシ 2,000枚
ポスターB3 1,300枚（地下鉄・市バス中吊広告必要枚数）
+200枚
ポスターB1 48枚（駅貼必要枚数）+5枚
市政広報板は使用する予定はない

質問：市バス・地下鉄中吊広告について、掲載料及び印刷料は受託者が支払うのか。また、掲載料について官公署減免が適用された場合の金額はいくらか。

回答：掲載料及び印刷料については、受託者が支払う。
官公署減免が適用できる場合の掲載料については、下記のとおりである。
市バス・地下鉄中吊広告 815,360円（税抜）

駅貼広告

136,000円(税抜)

シンポジウムについて

質問：シンポジウム入落選の選定は、受託業者で行うのか。

回答：京都市のいつでもコールで受付を行い、文化財保護課へは1週間ごとにデータの提供がある。そのデータを受託業者へ提供するので、それをもって受託業者で選定を行っていただきたい。

質問：シンポジウム入落選通知の発送経費は、受託業者負担か。

回答：受託業者負担である。

質問：シンポジウムの会場設営において、物品等の搬出入を第三者へ再委託してもよいか。

回答：委託先募集要項「6 契約条件（5）その他イ」のとおり、当該委託業務全ての再委託は禁止とするが、あらかじめ市の承認を得たうえで一部の業務を再委託することは可能である。

その他について

質問：アンケート内容は、市と協議のうえ決定するのか

回答：市と協議したうえで決定となる。